

第 1 章 計画の概要

1 . 計画策定の背景

わが国の社会福祉制度は昭和 2 0 年代に戦災孤児、戦傷病者など生活困窮者の保護・救済を目的として出発し、その後の経済成長と歩調を合わせ、発展を遂げてきました。

しかし、今日、少子・高齢化の進展、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、社会福祉制度は、かつてのような限られたものの救済にとどまらず、国民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たしていくことが期待されています。

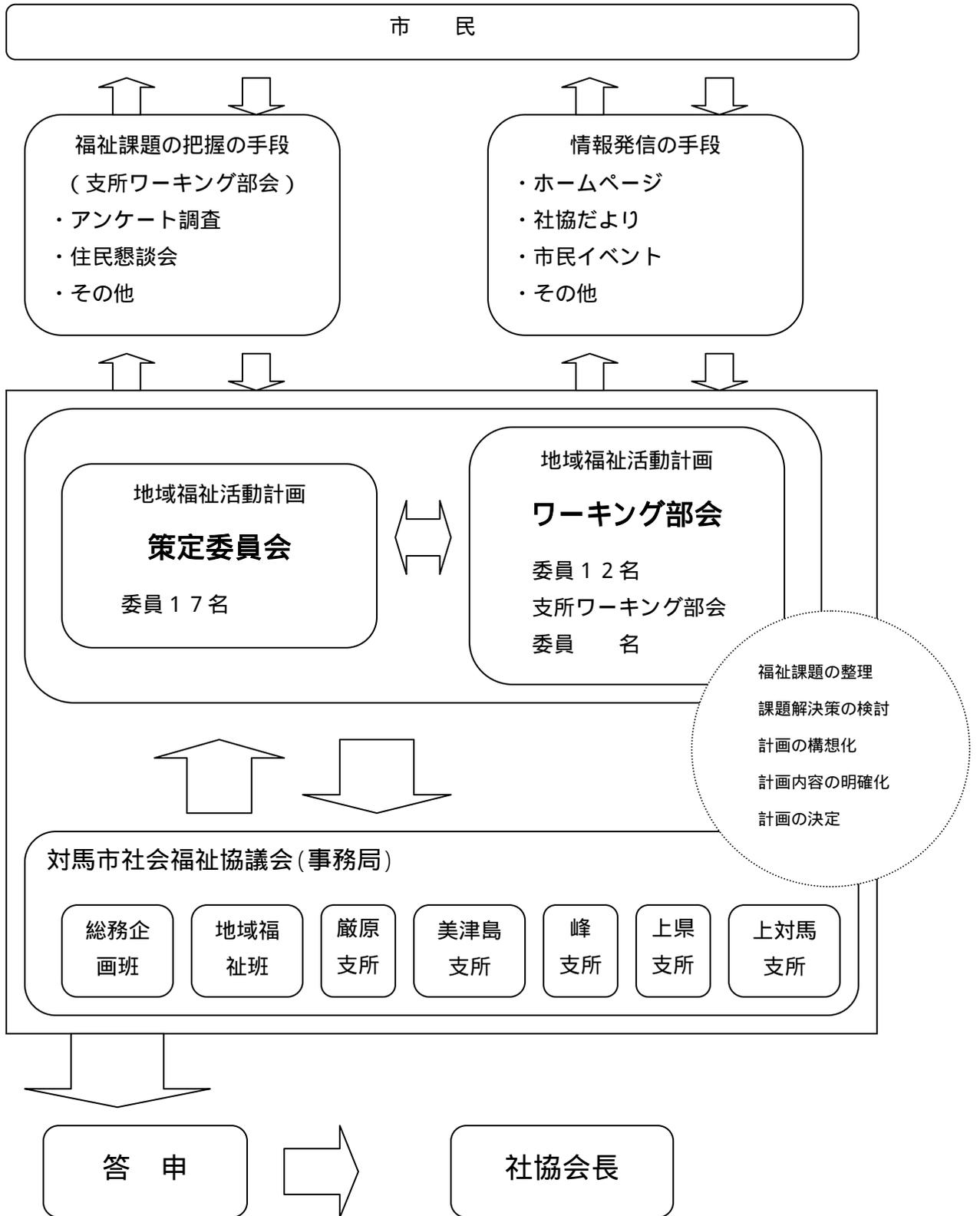
多種多様なニーズがある中で住民の生活の安定を支えていくためには、従来の公的なサービスのみでは対応できなくなっており、地域での見守り・支え合い活動が重要となって来ます。

このような動向は、対馬市という私たちの身近な生活の場で進められていくことであり、さらに身近な地域単位で考えていかなければならないことも多く含んでいます。

対馬市では、平成 2 0 年 3 月、「対馬市地域福祉計画」が策定されました。この計画は、行政と市民がパートナーシップを構築し、行政と市民が役割分担をしながら、共に地域福祉に取り組んでいくことを示しています。この行政計画を受けて、市民・民間の立場から地域福祉活動をどのように進めていくのかを明らかにするために、対馬市社会福祉協議会が中心となって対馬市地域福祉活動計画策定委員会を組織し、「対馬市地域福祉活動計画」を策定することとなりました。多くの市民が地域福祉活動に参加し、役割を少しずつ分かち合いながら、福祉のまちづくりを進めていく方針を示す意味から、平成 1 9 年 1 0 月から約 1 年 6 か月をかけて策定を進めてきました。

また、対馬市社会福祉協議会美津島支所においては、先にモデル地区として「対馬市美津島地区地域福祉活動計画」を策定し、住民の身近な小地域での地域福祉活動を展開しているところです。

計画策定の体制図



2. 計画の性格

この計画は、地域福祉活動計画策定委員会を中心としつつ、市民と社会福祉協議会が連携・協働しながら計画を策定し、対馬市における地域福祉活動を推進することを目的としたものです。他地域などにみられる従来の地域福祉活動計画は、社会福祉協議会として取り組む事業を示すものが多くありました。しかし、この計画では、ボランティア・NPOなどの団体活動も含んだ市民と社協の連携・協働を含んだ策定に取り組みました。

(1) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉計画と一体的に策定される民間の活動計画であるという位置づけであり、住民の視点から地域福祉活動の行動計画を策定することが目的とされています。

対馬市では、行政計画である「対馬市地域福祉計画」が平成20年3月に先行して策定されました。時期は遅れましたが、両計画の策定過程に関わる委員や関係者も重複しており、各計画の内容や位置づけを確認しながら策定作業を行ってきました。これらのことから、行政計画である「対馬市地域福祉計画」と社協を中心とした民間計画である「対馬市地域福祉活動計画」の策定期間は異なりますが、両計画は連動し一体的に策定されていると考えています。

(2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、平成12年6月に社会福祉事業法が改正され、新たに制定された社会福祉法第107条に規定された市町村が策定する公的な計画です。

対馬市においては、平成20年3月に「対馬市地域福祉計画」が策定され、計画期間は平成24年度までの5年間となっております。

(3) 地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係

(対馬市地域福祉計画より抜粋)

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

対馬市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため

に、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画との整合性・連携を図りながら、幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

なお、本計画と対馬市社会福祉協議会が平成19年度から平成20年度にかけて策定する「地域福祉活動計画」とは、理念・方向性を同じくするものであり、両計画の策定にあたっては、その過程や内容の共有を図るものです。

3．計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成25年度の5か年間とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

4．計画の方向性

地域福祉活動は、高齢者、障がい者、子ども・家庭、低所得者といった対象別に区分されるものではありません。また、今日の社会福祉問題は、生活課題の視点から福祉サービス利用者の生活を見つめると、狭い意味での社会福祉の範囲に収まらなくなってきました。

地域における防犯、防災活動、買い物や通院などの外出支援、生きがい・自己実現などの支援についても多様な分野との連携が必要です。

この計画では、以下のような方向性で取り組んでいくことが必要であると考えています。

- (1) 住民に身近な地域を単位として地域福祉活動の推進に取り組みます
- (2) 社協のみで地域福祉活動の推進は難しいと考え、自治会、ボランティア・NPOをはじめとした市民のみなさんと連携・協働して取り組みます。
- (3) 地域福祉活動計画の推進は、行政との連携なくしては実現できません。「対馬市地域福祉計画」との連動を意識して取り組んでいきます。
- (4) この計画では、福祉課題を重視しながらも、生活課題の視点から地域生活を見つめることを大切に取り組んでいきます。